

(抜粋)

平成23年生産動態統計調査の調査票改正について(案)

平成22年3月現在

**経済産業省経済産業政策局調査統計部
鋳工業動態統計室**

調査票改正実施状況一覧

経済産業省生産動態統計（基幹統計）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21～22年	平成23年
月報数	138	117	116	115	115	114	114	114	114	111
調査票様式数	143	117	116	115	115	114	114	114	114	111
改正月報数	43	128	5	18	56	24	6	4	—	109
調査品目数（製品）	2417	1985	1929	1904	1804	1792	1794	1796	1796	1674
前年差	0	▲432	▲56	▲25	▲100	▲12	2	2	—	▲122

経済産業省生産動態統計（基幹統計）

	月報数	様式数	改正数	製品欄	内訳欄	原材料欄	労務欄	設備欄
平成14年	117	117	128	1985	360	353	236	333
平成15年	116	116	5	1929	351	353	234	333
平成16年	115	115	18	1904	291	339	234	330
平成17年	115	115	56	1804	283	328	233	323
平成18年	114	114	24	1792	280	295	232	322
平成19年	114	114	6	1794	283	295	232	326
平成20年	114	114	4	1796	283	295	232	326
平成21～22年	114	114	—	1796	283	295	232	326
平成23年（改正案）	111	111	109	1674	272	202	225	305
現行と改正案との差	▲3	▲3	109	▲122	▲11	▲93	▲7	▲21

*平成23年は予定数。

23年調査票改正(案)状況一覧表

製品欄他 製品欄、原材料・燃料・電力欄、生産設備能力欄等の改正有り（月報毎、各ページに掲載）

労務欄 生産動態統計調査全月報共通の改正（「各月報共通の調査票改正(労務欄)」にまとめて掲載）

▲印:「月末常用従業者数」から「月末従事者数」への名称変更、「月間実働延人員」の削除

△印:「月末常用従業者数」から「月末従事者数」への名称変更

※印:「月末従業者数」から「月末従事者数」への名称変更

経済産業省生産動態統計(基幹統計)

(1/4)

調査票番号	調査票名	製品欄他	労務欄
1010	鉄鋼月報(その1)銑鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品		
1020	鉄鋼月報(その2)普通鋼熱間圧延鋼材		
1040	鉄鋼月報(その4)普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く)・めっき鋼材(線類を除く)・冷間ロール成型形鋼		
1050	鉄鋼月報(その5)特殊鋼圧延鋼材		
1060	鉄鋼月報(その6)鋼管		
1070	鉄鋼月報(その7)磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品		△
1090	鉄鋼月報(その9)従業者・設備	○	△
2010	機械器具月報(その1)ボイラ及び原動機		▲
2020	機械器具月報(その2)土木建設機械、鉱山機械及び破碎機	○	▲
2030	機械器具月報(その3)化学機械及び貯蔵槽	○	▲
2040	機械器具月報(その4)パルプ・製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械	○	▲
2060	機械器具月報(その6)ポンプ、圧縮機及び送風機(自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く)	○	▲
2070	機械器具月報(その7)油圧機器及び空気圧機器	○	▲
2080	機械器具月報(その8)運搬機械及び産業用ロボット	○	▲
2090	機械器具月報(その9)動力伝導装置		▲
2100	機械器具月報(その10)農業用機械器具及び木材加工機械	○	▲
2110	機械器具月報(その11)金属工作機械		▲
2120	機械器具月報(その12)金属加工機械及び鑄造装置	○	▲
2140	機械器具月報(その14)食料品加工機械、包装機械及び荷造機械	○	▲
2160	機械器具月報(その16)事務用機械	○	▲
2170	機械器具月報(その17)シン及び繊維機械	○	▲
2180	機械器具月報(その18)冷凍機及び冷凍機応用製品	○	▲
2190	機械器具月報(その19)自動販売機、自動改札機・自動入場機及び業務用洗濯機	○	▲
2200	機械器具月報(その20)軸受	○	▲
2210	鉄構物及び架線金物月報	○	▲
2220	ばね月報		▲
2230	機械器具月報(その23)金型		▲
2240	機械器具月報(その24)機械工具		▲
2250	弁及び管継手月報		▲
2260	空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月	○	▲
2270	ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報	○	▲
2280	機械器具月報(その28)回転電気機械		▲
2290	機械器具月報(その29)静止電気機械器具	○	▲

(2/4)

調査票番号	調査票名	製品欄他	労務欄
2300	機械器具月報(その30)開閉制御装置		▲
2310	機械器具月報(その31)民生用電気機械器具	○	▲
2320	機械器具月報(その32)電球、配線及び電気照明器具	○	▲
2330	機械器具月報(その33)通信機械器具及び無線応用装置	○	▲
2340	機械器具月報(その34)民生用電子機械器具	○	▲
2350	機械器具月報(その35)電子部品	○	▲
2360	機械器具月報(その36)電子管、半導体素子及び集積回路	○	▲
2370	機械器具月報(その37)電子計算機及び関連装置		▲
2380	機械器具月報(その38)電気計測器及び電子応用装置	○	▲
2390	機械器具月報(その39)電池	○	▲
2400	機械器具月報(その40)自動車		▲
2410	機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品		▲
2420	機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品	○	▲
2430	機械器具月報(その43)自転車及び車いす	○	▲
2440	機械器具月報(その44)産業車両	○	▲
2450	機械器具月報(その45)航空機		▲
2460	機械器具月報(その46)計測機器		▲
2470	機械器具月報(その47)光学機械器具及び時計	○	▲
2490	機械器具月報(その49)武器		▲
2510	粉末や金製品月報(超硬チップを除く)		▲
2520	鍛工品月報		▲
2530	銑鉄鋳物月報		▲
2540	可鍛鋳鉄及び精密鑄造品月報	○	▲
2550	非鉄金属鋳物月報		▲
2560	タライスト月報		▲
2570	機械器具月報(その57)半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置		▲
3010	化学繊維月報	○	▲
3040	紡績糸月報	○	▲
3110	織物生産月報	○	▲
3150	敷物・フェルト・不織布月報	○	▲
3160	染色整理月報	○	▲
3180	ニット・衣服縫製品月報	○	▲
3200	二次製品月報(製綿・ふとん、網・綱、細幅織物・組ひも・レース)	○	▲

23年調査票改正(案)状況一覧表

製品欄他 製品欄、原材料・燃料・電力欄、生産設備能力欄等の改正有り（月報毎、各ページに掲載）

労務欄 生産動態統計調査全月報共通の改正（「各月報共通の調査票改正(労務欄)」にまとめて掲載）

▲印:「月末常用従業者数」から「月末従事者数」への名称変更、「月間実働延人員」の削除

△印:「月末常用従業者数」から「月末従事者数」への名称変更

※印:「月末従業者数」から「月末従事者数」への名称変更

経済産業省生産動態統計(基幹統計)

(3/4)

調査票番号	調査票名	製品欄他	労務欄
4230	ハルブ月報		△
4240	紙月報	○	△
4260	板紙月報	○	△
4290	段ボール月報	○	△
4300	印刷月報		△
5020	楽器月報	○	▲
5030	家具月報		▲
5040	軽金属板製品月報		▲
5050	文具月報	○	▲
5080	玩具月報	○	▲
5100	革靴月報	○	▲
5110	製革月報	○	▲
5120	ガラス製品・ほうろう鉄器月報	○	▲
5130	陶磁器月報	○	▲
5140	ファインセラミックス月報	○	▲
6010	化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報		△
6080	コータール製品・環式中間物及び合成染料月報	○	△
6090	有機薬品月報	○	△
6100	石油化学製品月報		※
6110	写真感光材料月報	○	△
6121	無機薬品・火薬類月報		△
6122	触媒月報	○	△
6140	高圧ガス月報		△
6160	プラスチック月報	○	△
6171	油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報	○	△
6175	化粧品月報		△
6180	塗料及び印刷インキ月報		△
6201	ゴム製品月報(自動車用タイヤ)	○	△
6202	ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)	○	△
6210	プラスチック製品月報		△
7220	セメント月報	○	△
7230	板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報	○	△
7250	耐火れんが・不定形耐火物月報	○	△

(4/4)

調査票番号	調査票名	製品欄他	労務欄
7260	炭素製品・研削砥石月報	○	▲
7290	ボード・パネル月報		▲
7320	金属製建具月報		▲
7340	セメント製品月報		△
8010	金属鋳物月報	○	※
8020	非金属鋳物月報	○	※
8040	原油及び天然ガス月報	○	△
8061	石油製品月報		△
8300	ユークス月報	○	△
9040	アルミニウム月報		△
9050	非鉄金属製品月報(伸銅製品)	○	△
9060	非鉄金属製品月報(高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊)		△
9070	非鉄金属製品月報(アルミニウム圧延製品)	○	△
9080	非鉄金属製品(電線・ケーブル)、光ファイバ製品月報	○	△
9810	非鉄金属月報		△

≪全月報共通の調査票改正（労務欄）≫

(旧)

3. 労 務	
区 分	月 末 常 用 従 業 者 数
	月 間 実 働 延 人 員
	A
	B

削除

(新)

3. 労 務	
区 分	月 末 従 事 者 数
	A

名称変更

(旧)

3. 労 務	
区 分	月 末 従 業 者 数
	A

「従事者」を使用している調査票

厚生労働省

- ・ 「薬事工業生産動態統計調査」
- ・ 「社会施設等調査」
- ・ 「医療施設静態調査」
- ・ 「病院報告（従事者票）」

農林水産省

- ・ 「漁業センサス」の各調査票

公表物において「従事者」を使用している調査

- ・ 総務省の「サービス産業動向調査」
- ・ 経産省の「特定サービス産業実態調査」

[改正要旨]

「3. 労務」欄

- ①全月報にわたって「月末常用従業者数」又は「月末従業者数」を「月末従事者数」に名称変更する。
- ②「月間実働延人員」を調査している月報については「月間実働延人員」を削除する。

●労務欄を改正する月報については「調査票改正(案)状況一覧表」の労務欄の項を参照。

[改正理由]

①報告者及び利用者の混乱を回避するため、他の統計との名称の整合性を図るため、「月末常用従業者数」又は「月末従業者数」を「月末従事者数」に名称変更する。

②平成14年調査の改正において、稼働状況を多角的に把握するため、加工組立型産業に限って当該調査項目を在置したが、雇用形態の多様化に伴い、一律的な調査の実施が困難になってきていること及び利用実態も少ないことから、報告者負担の軽減を図るため削除する。

機械器具月報(その3)化学機械及び貯蔵槽《調査票番号2030》

県・局・本

(旧)

1. 製品		項目	
品目			
化学機械	ろ過機器	0101	
	分離機器	0102	
	集じん機器	0103	
	熱交換器	とう(套)管式熱交換器	0104
		その他の熱交換器	0105
	混合機、かくはん機及び粉碎機		0106
	反応用機器	0107	
	化学工業用炉	0108	
	塔槽機器	0109	
	乾燥機器	0110	
焙焼機、焼結機及び焼成機器		0111	
貯蔵槽	固定式	0112	
	その他の貯蔵槽	0113	

削除

削除

(新)

1. 製品		項目	
品目			
化学機械	ろ過機器	0101	
	分離機器	0102	
	集じん機器	0103	
	熱交換器	とう(套)管式熱交換器	0104
		その他の熱交換器	0105
	混合機、かくはん機及び粉碎機		0106
	反応用機器	0107	
	塔槽機器	0108	
	乾燥機器	0109	
	貯蔵槽	固定式	0110
その他の貯蔵槽		0111	

化学工業炉
17年
21年

年間生産台数
22台
3台

生産額
64億円
3億円

焙焼機、・・・
17年
21年

年間生産台数
27台
8台

生産額
488億円
15億円

[改正要旨]
「1. 製品欄」
①「化学工業用炉」を削除する。
②「焙焼機、焼結機及び焼成機器」を削除する。

[改正理由]
①及び②「見直しに関する統一基準」の
「2. 調査対象品目の見直し」のうち、
「①工業統計調査用商品分類で年間出荷額が
100億円未満の商品は対象外とする」に
該当するため、削除する。

機械器具月報(その14)食料品加工機械、包装機械及び荷造機械《調査票番号2140》

県・局・本

(旧)

1. 製 品		項 目	
品 目		品 目	
食料品加工機械 (手動のものを除く)	穀物処理機械	精米麦機械	0101
		製粉機械	0102
		製めん機械	0103
		製パン・製菓機械	0104
	醸造用機械(酒類・しょう油・味噌用に限る)		0105
	牛乳加工機械		0106
	乳製品製造用機械		0107
	肉類加工機械		0108
	水産加工機械		0109
	飲料製造用機械		0110
製茶用機械		0111	
包(装)手 機械の及 もびの 荷を 造除 機く 械)	個装 ・ 内装 機械	製袋充てん機	0112
		容器成形充てん機	0113
		上包機 (収縮包装機・ストレッチ 包装機を含む)	0114
		真空包装機	0115
	シール機		0116
	びん詰機 (洗びん機・殺菌機等を含む)		0117
	その他の個装・内装機械		0118
	外荷 造機 ・械	バンド掛け機	0119
ケース詰機		0120	
その他の外装・荷造機械		0121	

(新)

1. 製 品		項 目	
品 目		品 目	
食(手動 品の もの 加 工を 除く 械)	穀理 物機 械	精米麦機械	0101
		製パン・製菓機械	0102
	醸造用機械(酒類・しょう油・味噌用に限る)		0103
	牛乳加工・乳製品製造用機械		0104
	肉類・水産加工機械		0105
	飲料製造用機械		0106
	製茶用機械		0107
包(装)手 機械の及 もびの 荷を 造除 機く 械)	個装 ・ 内装 機械	製袋充てん機	0108
		容器成形充てん機	0109
		上包機 (収縮包装機・ストレッチ 包装機を含む)	0110
		びん詰機 (洗びん機・殺菌機等を含む)	0111
	その他の個装・内装機械		0112
外荷 造機 ・械	バンド掛け機	0113	
	ケース詰機	0114	
	その他の外装・荷造機械	0115	

削除
削除

統合
統合

統合

20年生産額
製粉機 13億円で削除
製めん機 14億円で削除

牛乳加工機械	81億円	真空包装機	55億円
乳製品製造用機械	17億円	シール機	54億円
肉類加工機械	25億円	その他個装	233億円
水産加工機械	44億円		

21年生産額

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ①「穀物処理機械」の内訳において「製粉機械」、「製めん機械」を削除する。
- ②「牛乳加工機械」及び「乳製品製造用機械」を統合し、「牛乳加工・乳製品製造用機械」に変更する。
- ③「肉類加工機械」及び「水産加工機械」を統合し、「肉類・水産加工機械」に変更する。
- ④「個装・内装機械」の内訳である「真空包装機」、「シール機」を「その他の個装・内装機械」に統合する。

[改正理由]

- ①「見直しに関する統一基準」の「2. 調査対象品目の見直し」のうち、「①工業統計調査用商品分類で年間出荷額が100億円未満の商品は対象外とする」に該当するため、削除する。
- ②、③及び④「見直しに関する統一基準」の「2. 調査対象品目の見直し」のうち、「③当該品目の年間生産額がおおむね100億円以上となるよう統合する」に該当するため、統合する。

(旧)

2-1. 原材料		単位:t	
原材料名	項目	番号	消費
			月末在庫
			A
			B
綿	綿糸	0201	
	落綿(反毛・屑を含む)	0202	
羊毛	羊毛トッブ	0203	
	獣毛トッブ	0204	
紡毛用	洗上羊毛	0205	
	獣毛	0206	
絹	副蚕糸(さく蚕副蚕糸を含む)	0207	
	ベニー・ブーレット	0208	
	麻	0209	

注: 落綿(反毛・屑を含む)の消費欄は事業所外から受け入れたもののみを記入してください。

(新)

「2-1. 原材料」欄を削除

[改正要旨]

「2-1. 原材料」欄

⑧「2-1. 原材料」欄を削除する。

「2-2. 電力消費」欄

⑨「2-2. 電力消費」欄を削除する。

「4-1. 生産設備能力」欄

⑩区分の「ビスコーススフ糸・キュプラ・その他再生・半合成繊維糸用」を「再生・半合成繊維糸用」に名称変更する。

⑪項目の「ローラー式」、「コンデンサー式」、「ギル式」、「その他」を統合し、「紡績機」に名称変更する。

⑫注書きを変更する。

「4-2. 設備(操業時間)」欄

⑬「1日平均操業時間(時間)」を「月間延操業時間(時間)」に名称変更及び定義変更する。

⑭注書きを変更する。

(旧)

2-2. 電力消費		
番号	単位	A
0221	1000kWh	

(新)

「2-2. 電力消費」欄を削除

(旧)

4-1. 生産設備能力					
区分	番号	ローラー式	コンデンサー式	ギル式	その他
		A	B	C	D
月末運転可能鐘数(鐘)	0401				
月間延運転鐘数	綿糸用	0402			
	ビスコース・キュプラ・その他再生・半合成繊維糸用	0403			
	合成繊維糸用	0404			
	毛糸用	0405			
	絹紡糸用	0406			
	麻糸用	0407			

注: 1. オープンエンド紡績機については、鐘数欄にドラム数を記入してください。

2. 紡績タイプ区分の定義は次のとおりです。

- (1)ローラー式……前紡工程にローラー(εプロ式を含む)制御によるドラフト機構を有する繰繰機を設置している紡績機をいい、オープンエンド紡績機及び(2)、(3)に属するものを除きます。
- (2)コンデンサー式……前紡工程にコンデンサーカードを設置している紡績機をいい、オープンエンド紡績機及び(3)に属するものを除きます。
- (3)ギル式……前紡工程にギル制御によるドラフト機構を有する設備を設置している紡績機をいい、オープンエンド紡績機を除きます。
- (4)その他……(1)、(2)、及び(3)に該当しないものをいいます。

(新)

4-1. 生産設備能力		
区分	番号	紡績機
		A
月末運転可能鐘数(鐘)	0401	
月間延運転鐘数(千時間)	綿糸用	0402
	再生・半合成繊維糸用	0403
	合成繊維糸用	0404
	毛糸用	0405
	絹紡糸用	0406
	麻糸用	0407

注: オープンエンド紡績機については、鐘数欄にドラム数を記入してください。

統合・名称変更

名称変更

注書き変更

(旧)

4-2. 設備(操業時間)	
番号	1日平均操業時間(時間)
	A
0421	時間

注: 記入例 7時間30分の場合、7時間50と記入し、8時間の場合は、8時間00と記入してください。同様に16時間、21時間45分の場合は、それぞれ16時間00、21時間75と記入してください。

(新)

4-2. 設備(操業時間)	
番号	月間延操業時間(時間)
	A
0421	

名称変更及び定義変更

注書き変更

注: 1. 1日の平均操業時間×当月の操業日数
注: 2. 1日の平均操業時間の1時間未満の分については、以下の例にならって十進法に直して計算してください。

(記入例)

8時間30分=8.5×当月の操業日数
16時間00分=16.0×当月の操業日数
16時間45分=16.75×当月の操業日数

[改正理由]

⑧「見直しに関する統一基準」の「1. 調査欄及び調査項目の見直し」のうち、「(2)原材料欄の見直し」により、削除する。

⑨エネルギー消費統計の整備の観点から「エネルギー消費統計調査(資源エネルギー庁実施)」が平成19年度から実施されており、業種横断的なエネルギー消費の把握が可能となっている。そのため、生産動態統計調査において、エネルギー消費を把握する必要性が乏しいことから、削除する。

⑩「1-1. 製品」欄の変更に伴い、整合性を図るため、変更する。

⑪及び⑫糸毎に使用する設備が決まっていることから報告者負担の軽減を図るため、統合する。また、それに伴い、注書きを変更する。

⑬及び⑭「3. 労務」欄の「月間実働延人員」を削除したことに伴い、鉱工業指数(稼働率指数)を作成するための稼働率の算定が困難になることから、これを回避するため、名称及び定義を変更する。

(旧)

2. 燃料・電力			
燃料・電力	項目	単位	番号
			消費
			A
重	油	l	0201
軽	油	l	0202
灯	油	l	0203
液	化 石 油 ガ ス	kg	0204
電	力	kWh	0205

(新)

「2. 燃料・電力」欄を削除

[改正要旨]

「2. 燃料・電力」欄

③「2. 燃料・電力」欄を削除する。

「4. 生産設備能力」欄

④調査項目の「焼却炉(基)」を削除する。

(旧)

4. 生産設備能力			
区 分	番号	焼成炉(基)	月間生産能力(m ²)
		A	B

削除

[改正理由]

③エネルギー消費統計の整備の観点から「エネルギー消費統計調査(資源エネルギー庁実施)」が平成19年度から実施されており、業種横断的なエネルギー消費の把握が可能となっている。そのため、生産動態統計調査において、エネルギー消費を把握する必要性が乏しくなることから、削除する。

(新)

4. 生産設備能力		
区 分	番号	月間生産能力(m ²)
		A

④「見直しに関する統一基準」の「1. 調査欄及び調査項目の見直し」のうち、「(4)設備・生産能力の見直し」により、削除する。

敷物・フェルト・不織布月報《調査票番号3150》

県・局・本

(旧)
○月報名「敷物・フェルト・不織布月報」

(新)
○月報名「タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報」

(旧)

1-1. 製品 - 総合			
項目		単位	番号
品目			
モケット		m ²	0101
敷物 (不織布カーペットを除く)	じゅうたん	m ²	0102
	タフテッドカーペット	m ²	0103
プレスフェルト(ニードルフェルトを除く)		kg	0104
不織布	乾	式	kg 0105
	湿	式	kg 0106

削除
削除

(新)

1-1. 製品 - 総合			
項目		単位	番号
品目			
タフテッドカーペット (不織布カーペットを除く)		m ²	0101
プレスフェルト(ニードルフェルトを除く)		kg	0102
不織布	乾	式	kg 0103
	湿	式	kg 0104

[改正要旨]

「月報名」

①「敷物・フェルト・不織布月報」を「タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報」に名称変更する。

「1-1. 製品-総合」欄

②「モケット」を削除する。
③「敷物(不織布カーペットを除く)」の内訳である「じゅうたん」を削除する。

「4-1. 設備-モケット敷物・フェルト用」欄

④「4-1. 設備-モケット・敷物・フェルト用」を「4-1. 設備-タフテッドカーペット・フェルト用」に名称変更する。
⑤「モケット用織機」を削除する。
⑥「じゅうたん用織機」を削除する。
⑦調査項目の「月末保有台数」、「月間平均実働台数」を削除し、「月間生産能力」へ変更する。

(旧)

4-1. 設備-モケット・敷物・フェルト用			
設備名	番号	単位:台	
		月末保有台数	月間平均実働台数
		A	B
モケット用織機	0401	削除	削除
じゅうたん用織機	0402		
タフテッドマシン	0403		
プレスフェルト用ハーダ(動力)	0404		

(新)

4-1. 設備-タフテッドカーペット・フェルト用			
設備名	単位	番号	月間生産能力
			A
タフテッドマシン	m ²	0401	
プレスフェルト用ハーダ(動力)	kg	0402	

生産能力調査に変更

生産額(20年)	
モケット	51億円
じゅうたん	33億円

[改正理由]

①「1-1. 製品」欄の変更に伴い、名称変更する。
②及び③「見直しに関する統一基準」の「2. 調査対象品目の見直し」のうち、「①工業統計調査用商品分類で年間出荷額が100億円未満の商品は対象外とする」に該当するため、削除する。
④「1-1. 製品」欄の変更に伴い、整合性を図るため、名称変更する。
⑤及び⑥「1-1. 製品」欄の変更に伴い、整合性を図るため、削除する。
⑦「見直しに関する統一基準」の「1. 調査欄及び調査項目の見直し」のうち、「(4)設備・生産能力欄の見直し」により、生産能力調査に変更する。

機械器具月報(その34)民生用電子機械器具《調査票番号2340》

県・局・本

(旧)

1. 製 品		
項 目		
品 目		
	プラズマテレビ	0101
テレビ	液晶テレビ	0102
	その他のカラーテレビ	0103
	ビデオテープレコーダ(セット)(放送用を除く)	0104
	D V D - ビデオ	0105
	ビデオカメラ(放送用を除く)	0106
デジタルカメラ	一眼レフタイプ(レンズ交換式)	0107
	コンパクトタイプ	0108
	ポータブルオーディオ	0109
	ホームオーディオ	0110
	カーオーディオ	0111
	カーナビゲーションシステム	0112
	補聴器	0113

(新)

1. 製 品		
項 目		
品 目		
	40型以上	0101
薄型テレビ	40型未満	0102
	D V D - ビデオ	0103
	ビデオカメラ(放送用を除く)	0104
デジタルカメラ	一眼レフタイプ(レンズ交換式)	0105
	コンパクトタイプ	0106
	カーオーディオ	0107
オーディオ	その他のオーディオ	0108
	カーナビゲーションシステム	0109
	補聴器	0110

削除
削除
削除
削除

新規
新規

統合

生産額(20年)	
ポータブルオーディオ	秘匿
ホームオーディオ	26億円

(旧)

4. 生産能力	
区 分	
プラズマテレビ(その他のカラーテレビを含む)	0401
液晶テレビ	0402
ビデオテープレコーダ(セット)(放送用を除く)	0403
D V D - ビデオ	0404
ビデオカメラ(放送用を除く)	0405
デジタルカメラ	0406
ポータブルオーディオ	0407

(新)

4. 生産能力	
区 分	
薄型テレビ	0401
D V D - ビデオ	0402
ビデオカメラ(放送用を除く)	0403
デジタルカメラ	0404
カーナビゲーションシステム	0405

削除
削除
削除
削除
削除

新規
新規
新規

〔改正理由〕

- ① 生産事業所数の減少から液晶テレビ以外は秘匿となっているため、削除する。
- ② 「見直しに関する統一基準」の「2. 調査対象品目の見直し」のうち、「①工業統計調査用商品分類で年間出荷額が100億円未満の商品は対象外とする」に該当するため、削除する。
- ③ 公表を可能とするため大分類及び内訳を新設する。
- ④ 「見直しに関する統一基準」の「2. 調査対象品目の見直し」のうち、「③当該品目の年間生産額がおおむね100億円以上となるよう統合する」に該当するため、統合する。
- ⑤～⑧ 「1. 製品」欄の変更に伴い、削除する。
- ⑨ 「1. 製品」欄の変更に伴い、新設する。
- ⑩ カーナビゲーションシステムは、5千億円以上の生産金額があることから、次回基準改定時に能力指数に採用される可能性が高いため新設する。

〔改正要旨〕

「1. 製品」欄

- ① 「テレビ(プラズマ、液晶、その他)」を削除する。
- ② 「ビデオテープレコーダ(セット)(放送用を除く)」を削除する。
- ③ 大分類「薄型テレビ」を新設し、「40型以上」、「40型未満」を内訳とする。
- ④ 大分類「オーディオ」を新設し、「カーオーディオ」を内訳するとともに、「ポータブルオーディオ」、「ホームオーディオ」を統合し「その他のオーディオ」として内訳とする。

「4. 生産能力」欄

- ⑤ 「プラズマテレビ」を削除する。
- ⑥ 「液晶テレビ」を削除する。
- ⑦ 「ビデオテープレコーダ(セット)(放送用を除く)」を削除する。
- ⑧ 「ポータブルオーディオ」を削除する。
- ⑨ 「薄型テレビ」を追加する。
- ⑩ 「カーナビゲーションシステム」を追加する。

機械器具月報(その44)産業車両《調査票番号2440》

県・局・本

(旧)

1. 製品 項目 品目	生産			受入	出荷			月末在庫		
	数量(台)	重量(t)	金額(百万円)		販売		その他	数量(台)	重量(t)	
				数量(台)	重量(t)	金額(百万円)	数量(台)			数量(台)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J

削除 削除

(新)

1. 製品 項目 品目	生産			受入	出荷			月末在庫
	数量(台)	重量(t)	金額(百万円)		販売		その他	数量(台)
				数量(台)	金額(百万円)	数量(台)	数量(台)	
	A	B	C	D	E	F	G	H

(旧)

1. 製品 項目 品目		
動力付運搬車	蓄電池式運搬車(パレットトラックを含む)	0101
	内燃機関運搬車	0102
	無人搬送車	0103
	フォークリフトトラック	蓄電池式 0104
		内燃機関式 0105
	ショベルトラック	0106

(新)

1. 製品 項目 品目		
動力付運搬車	蓄電池式運搬車(パレットトラックを含む)・内燃機関運搬車・無人搬送車	0101
	フォークリフトトラック	蓄電池式 0102
		内燃機関式 0103
	ショベルトラック	0104

統合・名称変更

生産額(20年)	
・蓄電池式運搬車	46億円
・内燃機関運搬車	82億円
・無人搬送車	69億円

[改正要旨]

「1. 製品」欄

- ①調査項目である「出荷」の内「販売」の「重量」を削除する。
- ②調査項目である「月末在庫」の「重量」を削除する。
- ③「蓄電池式運搬車(パレットトラックを含む)」、「内燃機関運搬車」、「無人搬送車」を統合し、「蓄電池式運搬車(パレットトラックを含む)・内燃機関運搬車・無人搬送車」に名称変更する。

[改正理由]

- ①及び②「重量」調査の必要性が薄いことから、報告者負担の軽減を図るため、削除する。
- ③「見直しに関する統一基準」の「2. 調査対象品目の見直し」のうち、「③当該品目の年間生産額がおおむね100億円以上となるよう統合する」に該当するため、統合する。

機械器具月報(その36)電子管、半導体素子及び集積回路《調査票番号2360》

県・局・本

(旧)

(新)

1. 製品		項目			
品目		項目			
電子管	マイクログ波管		0101		
	PDPモジュール		0102		
	表示管		0103		
	X線管		0104		
	その他の電子管		0105		
半導体素子	シリコンダイオード		0106		
	整流素子(100mA以上)		0107		
	トランジスタ	シリコン1W未満		0108	
		ランジスタ1W以上		0109	
		電界効果型トランジスタ		0110	
		IGBT		0111	
	サーミスタ		0112		
	バリスタ		0113		
	サイリスタ		0114		
	光電子素子	発光ダイオード		0115	
レーザダイオード			0116		
カプラ・インタラプタ			0117		
太陽電池セル			0118		
その他の光電変換素子			0119		
その他の半導体素子		0120			
集積回路	標準線形回路	標準線形回路	0121		
		非標準線形回路	産業用機器向 民生用機器向	0122 0123	
		バイポーラ型		0124	
	半導体集積回路	マイクログコンピュータ	M P U	0125	
			M C U	0126	
		ロジック	標準ロジック		0127
			セミカスタム		0128
			ディスプレイドライバ		0129
			その他ロジック		0130
		メモリス	DRAM		0131
			SRAM		0132
			フラッシュメモリ		0133
			その他メモリ		0134
	その他のモス型	CCD		0135	
		その他モス型		0136	
	混成集積回路		0137		
	液晶素子	アクティブ型	3.0型未満	0138	
			3.0型以上7.7型未満	0139	
		パッシブ型	7.7型以上	0140	
			液晶モジュール	0141	
液晶パネル		0142			
太陽電池モジュール		0143			

1-1. 製品		項目			
品目		項目			
電子管	マイクログ波管		0101		
	表示管		0102		
	X線管		0103		
	その他の電子管		0104		
	シリコンダイオード		0105		
半導体素子	整流素子(100mA以上)		0106		
	トランジスタ	シリコン1W未満		0107	
		ランジスタ1W以上		0108	
		電界効果型トランジスタ		0109	
		IGBT		0110	
	サーミスタ		0111		
	バリスタ		0112		
	サイリスタ		0113		
	光電子素子	発光ダイオード		0114	
		レーザダイオード		0115	
カプラ・インタラプタ			0116		
太陽電池セル			0117		
その他の光電変換素子			0118		
その他の半導体素子		0119			
集積回路	標準線形回路	標準線形回路	0120		
		非標準線形回路	産業用機器向 民生用機器向	0121 0122	
		バイポーラ型		0123	
	半導体集積回路	マイクログコンピュータ	M P U	0124	
			M C U	0125	
		ロジック	標準ロジック		0126
			セミカスタム		0127
			ディスプレイドライバ		0128
			その他ロジック		0129
		メモリス	DRAM		0130
			SRAM		0131
			フラッシュメモリ		0132
			その他メモリ		0133
	その他のモス型	CCD		0134	
		その他モス型		0135	
	混成集積回路		0136		
	液晶素子	アクティブ型	3.0型未満	0137	
			3.0型以上7.7型未満	0138	
		パッシブ型	7.7型以上	0139	
			液晶モジュール	0140	
液晶パネル		0141			
太陽電池モジュール		0142			

調査欄番号変更

(新) 「1-2. 生産内訳等」欄を追加

1-2. 生産内訳等		(単位:KW)		
品目	項目	生産容量	販売容量	在庫容量
		A	B	C
太陽電池モジュール	0151			

新設

統合

【改正要旨】

「1-1. 製品」欄

- 「1. 製品」欄を「1-1. 製品」欄に調査欄番号を変更する。
- 「PDPモジュール」を「その他の電子管」に統合する。

「1-2. 生産内訳等」欄

- 「1-2. 生産内訳等」欄を追加する。
- 「太陽電池モジュール」の容量調査を追加する。

【改正理由】

- 「1-2. 生産内訳等」欄を追加したことに伴い、調査欄番号を変更する。
- PDPモジュールは、生産事業所数の減少から秘匿となっているため統合する。
- ④「太陽電池モジュール」の生産量は平成17年で2157億円で生産枚数が472万枚。平成21年は、2198億円で643万枚。枚数の変動と金額の変動が比例していないこと。また、今後、住宅用に加え、公共施設・工場等の産業用、太陽光発電事業用に需要拡大が見込まれることから分析のために容量調査を追加する。

写真感光材料月報《調査票番号6110》

(旧) 月報名「写真感光材料月報」

(新) 月報名「有機薬品及び写真感光材料月報」

統合・名称変更（「有機薬品月報」と統合）

(旧)

1. 製 品		項 目	番 号	
フ イ ル ム	白 フ ィ ル ム	X線用フィルム	0101	
		印刷・業務用フィルム	0102	
	カ ラ ー フ ィ ル ム	映画用フィルム	0103	
		ロールフィルム(24mmを除く)	0104	
		レンズ付フィルム(千本)	0105	
		ロールフィルム(24mm)	0106	
		レンズ付フィルム(千本)	0107	
		その他のカラーフィルム	0108	
		印 画 紙	白黒印画紙	0109
			カラー印画紙	0110

(新)

1. 製 品		項 目	番 号
		写 真 フ ィ ル ム	0112

内訳削除及び名称変更（「有機薬品月報」と統合）

[改正要旨]

「月報名」

①「写真感光材料月報」と「有機薬品月報」を統合し、月報名を「有機薬品及び写真感光材料月報」に名称変更する。

「1. 製品」欄

②「フィルム」を「写真フィルム」に名称変更し、中分類である「白黒フィルム」、「カラーフィルム」及びそれぞれの内訳を削除する。

③「印画紙」を削除する。

④「写真フィルム」を「有機薬品月報」と統合する。

「3. 労務」欄

⑤「写真フィルム部門」を「写真感光材料部門」から抜き出して「有機薬品月報」と統合する。

「4. 生産能力」欄

⑥「写真フィルム」を「有機薬品月報」と統合する。

[改正理由]

①「見直しに関する統一基準」の「4. 調査票の見直し」により、統合する。

②～⑥調査対象事業所が少なく、公表が困難（秘匿）なため、統合する。また、調査票の統合に伴い、移行して調査する。

(旧)

3. 労 務		番 号
区 分		
写 真 感 光 材 料 部 門		0301
事 業 所		0302

(新)

定義変更及び番号を変更して「有機薬品月報」と統合

番号を変更して「有機薬品月報」と統合

(旧)

4. 生 産 能 力		番 号	生 産 能 力
区 分			A
フ ィ ル ム		0401	
印 画 紙		0402	

(新)

名称及び番号を変更し「有機薬品月報」と統合

削除

有機薬品月報《調査票番号6090》(1/2)

(旧)
月報名「有機薬品月報」

(新)
月報名「有機薬品及び写真感光材料月報」 統合・名称変更（「写真感光材料月報」と統合）

(旧)

1. 製 品		単 位	番 号
項 目	品 目		
	発酵エチルアルコール(95%)	kl	0101
	無 水 酢 酸	t	0102
	トリクロルエチレン	t	0103
	ホルマリン	t	0104
	塩 化 メ チ ル	t	0105
	塩 化 メ チ レ ン	t	0106
	無 水 マ レ イ ン 酸	t	0107
	メ ラ ミ ン	t	0108
可 塑 剤	フタル酸系可塑剤	t	0109
	りん酸系可塑剤	t	0110
	エポキシ系可塑剤	t	0111

(新)

1. 製 品		単 位	番 号
項 目	品 目		
	発酵エチルアルコール(95%)	kl	0101
	無 水 酢 酸	t	0102
	トリクロルエチレン	t	0103
	ホルマリン	t	0104
	塩 化 メ チ ル	t	0105
	塩 化 メ チ レ ン	t	0106
	無 水 マ レ イ ン 酸	t	0107
	メ ラ ミ ン	t	0108
可 塑 剤	フタル酸系可塑剤	t	0109
	りん酸系可塑剤	t	0110
	エポキシ系可塑剤	t	0111
	写 真 フ ィ ル ム	m	0112

← 品目追加（「写真感光材料月報」から移行）

[改正要旨]
「月報名」
①「有機薬品月報」と「写真感光材料月報」を統合し、月報名を「有機薬品及び写真感光材料月報」に名称変更する。

「1. 製品」欄
②「写真フィルム」を「写真感光材料月報」から移行し追加する。

[改正理由]
①「見直しに関する統一基準」の「4. 調査票の見直し」により、統合する。

②調査票の統合を行うため。

有機薬品月報《調査票番号6090》(2/2)

(旧)

3. 労 務		番号
区 分		
有 機 薬 品 部 門		0301
事 業 所		0302

(「写真感光材料月報」)

3. 労 務		番号
区 分		
写 真 感 光 材 料 部 門		0301
事 業 所		0302

(新)

3. 労 務		番号
区 分		
有 機 薬 品 部 門		0301
写 真 フ ィ ル ム 部 門		0302
事 業 所		0303

追加（「写真感光材料月報」から移行）

統合（「写真感光材料月報」を統合）

[改正要旨]

「3. 労務」欄

③「写真フィルム部門」を「写真感光材料月報」の「写真感光材料部門」から抜き出して追加する。

4. 生産能力」欄

④「写真フィルム」を「写真感光材料月報」から移行して追加する。

[改正理由]

③及び④調査票の統合を行うため。

(旧)

4. 生 産 能 力			番号
区 分	単 位		
ホ ル マ リ ン	t/月		0401
フ タ ル 酸 系 可 塑 剤	t/月		0402
発 酵 エ チ ル ア ル コ ー ル	kl/月		0403

(写真感光材料月報)

4. 生 産 能 力		番号
区 分		
フ ィ ル ム		0401

(新)

4. 生 産 能 力			番号
区 分	単 位		
ホ ル マ リ ン	t/月		0401
フ タ ル 酸 系 可 塑 剤	t/月		0402
発 酵 エ チ ル ア ル コ ー ル	kl/月		0403
写 真 フ ィ ル ム	m ² /月		0404

追加（「写真感光材料月報」から移行）

金属鉱物月報《調査票番号8010》

(旧) 月報名「金属鉱物月報」 (新) 月報名「鉱物及びコークス月報」 月報統合及び名称変更

(旧)

1. 精 鉱		番 号	鉱 量 (乾量)(t) A	含 有 量			
区 分	鉱 種			金(g) B	銀(kg) C	鉛(t) D	亜鉛(t) E
生 産	金 鉱	0101					
	鉛 鉱	0102					
	亜鉛 鉱	0103					
出 在	荷 庫	0111					
	庫	0121					

削除

[改正要旨]
「月報名」

①「金属鉱物月報」、「非金属鉱物月報」及び「コークス月報」を統合し「鉱物及びコークス月報」に名称変更する。

「1. 精鉱」欄

②「生産」区分の「鉛鉱」、「亜鉛鉱」を削除する。

③「鉱量」項目を削除する。

④「金鉱」のみを「鉱物及びコークス月報」に統合して調査する。

(新) 「鉱物及びコークス月報」に統合

1-3. 精 鉱		番 号	含 有 量			
鉱 種	項 目		金(g) A	銀(kg) B	鉛(t) C	亜鉛(t) D
金 鉱	生 産	0131				
	出 荷	0132				
	在 庫	0133				

(旧)

(新)

2. 電力・燃料		単 位	番 号	消 費 A
種 別	項 目			
電力	購 入 電 力	1000 kWh	0201	
	自 家 発 電	1000 kWh	0202	
軽 重	油	kl	0203	
	油	kl	0204	

「2. 電力・燃料」欄を削除

「2. 電力・燃料」欄

⑤「2. 電力・燃料」欄を削除する。

「3. 労務」欄

⑥区分において「常用従業者」及び「当該部門請負従業者」を削除する。また、「鉱物及びコークス月報」に統合して調査する。

[改正理由]

①「見直しに関する統一基準」の「4. 調査票の見直し」により、統合する。

②及び③調査対象事業所が少なく、公表が困難(秘匿)なため、内訳を削除する。

④及び⑥調査票の統合を行うため。

⑤エネルギー消費統計の整備の観点から「エネルギー消費統計調査(資源エネルギー庁実施)」が平成19年度から実施されており、業種横断的なエネルギー消費の把握が可能となっている。そのため、生産動態統計調査において、エネルギー消費を把握する必要性が乏しくなることから、削除する。

(旧)

(新) 「鉱物及びコークス月報」に統合

3. 労 務		番 号
区 分		
常 従 業 者	当 該 部 門	0301
	事 業 所 全 体	0302
当 該 部 門 請 負 従 業 者		0303

削除

3. 労 務		番 号
区 分		
当 該 部 門		0301
事 業 所 全 体		0302

定義変更
定義変更

非金属鉱物月報《調査票番号8020》 (1/2)

(旧) 月報名「非金属鉱物月報」

(新) 月報名「鉱物及びコークス月報」

(旧)

1-1. 製品		単位:t						
項目 品目	品目 番号	生産 A	受入 B	消費 (処理) C	出 荷			在 庫 G
					販 売 D	販売金額(千円) E	そ の 他 F	
けい石	0101							
石灰石	0102							
ドロマイト	0103							
けい砂	0104							

「コークス月報(8300)」から移行

1. 製品(乾量)		番号
項目	品目	
コークス		0101

(新)

1-1. 製品		単位:t						
項目 品目	品目 番号	生産 A	受入 B	消費 (処理) C	出 荷			月末在庫 G
					販 売 D	販売金額(千円) E	そ の 他 F	
非金属 鉱物	けい石	0101						
	石灰石	0102						
	ドロマイト	0103						
	けい砂	0104						
追加	コークス	0105						

大分類を設定

名称変更

(新) 調査欄追加(「金属鉱物月報(8010)」から移行)

1-3. 精 鉱		番 号	含 有 量			
鉱種	項 目		金(g) A	銀(kg) B	鉛(t) C	亜鉛(t) D
金 鉱	生 産	0131				
	出 荷	0132				
	在 庫	0133				

[改正要旨]

「月報名」

①「金属鉱物月報」、「非金属鉱物月報」及び「コークス月報」を統合し「鉱物及びコークス月報」に名称変更する。

「1-1. 製品」欄

②品目において「コークス月報」から「コークス」を移行して追加するとともに、「けい石」、「石灰石」、「ドロマイト」、「けい砂」の大分類として「非金属鉱物」を設定する。

③「在庫」を「月末在庫」に名称変更する。

「1-3. 精鉱」欄(調査欄の追加)

④「金属鉱物月報」から「1-3. 精鉱」欄のうち「金鉱」を移行して調査欄を追加する。

[改正理由]

①「見直しに関する統一基準」の「4. 調査票の見直し」により、統合する。

②「1-1. 製品」欄の品目追加に伴い、「非金属鉱物」の区分を明確にするため。

③他の調査票との整合性を図るため。

④調査票の統合を行うため。

(旧)

2. 電力・燃料			
区 分	単 位	番 号	消 費
			A
電力	購入電力	kWh	0201
	自家発電	kWh	0202
灯	油	l	0203
軽	油	l	0204
重	油	l	0205

(新)

「2. 電力・燃料」欄を削除

[改正要旨]

「2. 燃料・電力」欄

⑤「2. 燃料・電力欄」を削除する。

「3. 労務」欄

⑥区分において「常用従業者」及び「当該部門請負従業者」を削除するとともに、「金属鉱物月報」及び「コークス月報」を統合して「当該部門」と「事業所全体」の2区分で調査する。

「4. 生産能力(基準・乾量)」欄(調査欄の追加)

⑦「コークス月報」から「4. 生産能力(基準・乾量)」欄を移行して調査欄を追加する。

(旧)

3. 労 務			番 号
区 分			
常 従 業 者	当 該 部 門		0301
	事 業 所 全 体		0302
当 該 部 門 請 負 従 業 者			0303

削除

「金属鉱物月報(8010)」

3. 労 務			番 号
区 分			
常 従 業 者	当 該 部 門		0301
	事 業 所 全 体		0302
当 該 部 門 請 負 従 業 者			0303

削除

「コークス月報(8300)」

3. 労 務		番 号
区 分		
コ	ー	ク
ス	部	門
0301		
事	業	所
0302		

(新)

3. 労 務		番 号
区 分		
当	該	部
門		
0301		
事	業	所
全	体	
0302		

定義変更
及び統合

(新) 調査欄追加(「コークス月報(8300)」から移行)

4. 生産能力(基準・乾量)		単 位 : t	
区 分	番 号	能 力	
		室 炉	その他の炉
		A	B
コ	ー	ク	ス
0401			

コークス月報《調査票番号8300》

県・局・本

(旧) 月報名「コークス月報」

(新) 月報名「鉬物及びコークス月報」 月報統合及び名称変更

(旧)

1. 製品(乾量)		単位:t						
品目	項目 番号	生産 A	受入 B	消費 C	出 荷			月末在庫 G
					販売 D	金額(千円) E	その他 F	
コークス	0101							

(新)

「鉬物及びコークス月報」に統合

[改正要旨]

「月報名」

①「金属鉬物月報」、「非金属鉬物月報」及び「コークス月報」を統合し「鉬物及びコークス月報」に名称変更する。

「1. 製品(乾量)」欄

②「鉬物及びコークス月報」に統合して調査する。

(旧)

2. 電力・燃料		単位:t		
燃料	項目 単位	番号	発生	消費
			A	B
電	力 千kWh	0201		
コークス炉ガス	千Nm ³	0202		
高炉ガス	千Nm ³	0203		
転炉ガス	千Nm ³	0204		

(新)

「2. 電力・燃料」欄を削除

「2. 電力・燃料」欄

③「2. 電力・燃料」欄を削除する。

「3. 労務」

④「鉬物及びコークス月報」の労務欄に統合する。

「4. 生産能力(基準・乾量)」欄

⑤「鉬物及びコークス月報」に統合して調査する。

(旧)

3. 労務		単位:t
区分	番号	
コークス部門	0301	
事業所	0302	

(新)

「鉬物及びコークス月報」に統合

[改正理由]

①「見直しに関する統一基準」の「4. 調査票の見直し」により、統合する。

②、④及び⑤調査票の統合を行うため。

(旧)

4. 生産能力(基準・乾量)		単位:t		
区分	番号	能 力		
		室 炉	その他の炉	
		A	B	
コークス	0401			

(新)

「鉬物及びコークス月報」に統合

③エネルギー消費統計の整備の観点から「エネルギー消費統計調査(資源エネルギー庁実施)」が平成19年度から実施されており、業種横断的なエネルギー消費の把握が可能となっている。そのため、生産動態統計調査において、エネルギー消費を把握する必要性が乏しくなることから、削除する。

空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報《調査票番号2260》 (1/2)

県・局・本

(旧) 月報名「空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報」

(新) 月報名「空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報」

1. 製品		品
項目		
品目		
空気動工具		0101
作業工具	レンチ・スパナ	0102
	プライヤ・ペンチ (ニッパー等を含む)	0103
	ドライバ(硬鋼線使用のものに限る)	0104
	その他の作業工具(注を参照)	0105
のこ刃		0106
機械刃物	鋼板せん断用刃物(シャープブレード)	0107
	合板機械用・木工機械用刃物	0108
	その他の機械刃物	0109
自動車用機械工具	洗浄機器	0110
	公害測定機器 〔一酸化炭素・窒素酸化物・炭化水素・電波雑音測定器・スモークメーター・騒音計等〕	0111

1. 製品		品
項目		
品目		
空気動工具		0101
作業工具	レンチ・スパナ	0102
	プライヤ・ペンチ (ニッパー等を含む)	0103
	ドライバ(硬鋼線使用のものに限る)	0104
	その他の作業工具(注を参照)	0105
のこ刃		0106
機械刃物	鋼板せん断用刃物(シャープブレード)	0107
	合板機械用・木工機械用刃物	0108
	その他の機械刃物	0109

移行（「機械器具月報（その19）業務用サービス機器」に移行）

統合（「機械器具月報（その46）」の「環境計測器」に含めて調査）

[改正要旨]

「月報名」

①「空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報」を「空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報」に名称変更する。

「1. 製品」欄

②「自動車用機械工具」の内訳である「洗浄機器」を月報名「機械器具月報（その19）業務用サービス機器」に移行する。

③「自動車用機械工具」の内訳である「公害測定機器（一酸化炭素・窒素酸化物・炭化水素・電波雑音測定器・スモークメーター・騒音計等）」を「機械器具月報（その46）計測機器」の「環境計測器」に含めて調査する。

[改正理由]

①「洗浄機器」及び「公害測定機器（一酸化炭素・窒素酸化物・炭化水素・電波雑音測定器・スモークメーター・騒音計等）」の削除に伴い、名称変更する。

②及び③類似調査品目の整理を行い、調査品目と調査票の整合性を図る。

(旧)

(新)

3. 労 務	
区	分
空気動工具、作業工具、のこ刃、 機械刃物及び自動車用機械工具部門	0301
事 業 所	0302

3. 労 務	
区	分
空気動工具、作業工具、のこ刃及び 機 械 刃 物 部 門	0301
事 業 所	0302

名称変更

[改正要旨]

「3. 労務」欄

④「空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び
自動車用機械工具部門」を「空気動工具、作業工
具、のこ刃及び機械刃物部門」に名称変更する。

[改正理由]

④「1. 製品」欄の品目変更に伴い、調査品目との
整合性を図るため。

機械器具月報(その19)自動販売機、自動改札機・自動入場機及び業務用洗濯機《調査票番号2190》

県・局・本

(旧) 月報名「機械器具月報(その19)自動販売機、自動改札機・自動入場機及び業務用洗濯機」

(新) 月報名「機械器具月報(その19)業務用サービス機器」

(旧)

1. 製品		品目
		項目
品目		
自動販売機	飲料用自動販売機	0101
	たばこ自動販売機	0102
	切符自動販売機	0103
	その他の自動販売機	0104
自動改札機・自動入場機		0105
業務用洗濯機		0106

(新)

1. 製品		品目
		項目
品目		
自動販売機	飲料用自動販売機	0101
	たばこ自動販売機	0102
	切符自動販売機	0103
	その他の自動販売機	0104
自動改札機・自動入場機		0105
業務用洗濯機		0106
自動車用洗浄機器		0107

[改正要旨]

「月報名」

①「機械器具月報(その19)自動販売機、自動改札機・自動入場機及び業務用洗濯機」を「機械器具月報(その19)業務用サービス機器」に名称変更する。

「1. 製品」欄

②「空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報」の「自動車用機械工具洗浄機器」を「自動車用洗浄機器」に名称変更して追加する。

[改正理由]

①「1. 製品」欄の「自動車用洗浄機器」を追加したことに伴い、月報名を変更する。

②調査品目の類似性を考慮した調査票とするため。

追加

(「空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報」から移行)

機械器具月報(その46)計測機器《調査票番号2460》

(旧)

(新)

1. 製品			
項目			
品目			
測	工業用長さ計		0101
	積算体積計	ガスメータ	0102
		水道メータ	0103
		積算式ガソリン量器	0104
定	工業用計重機		0105
	圧力計(アネロイド形)		0106
	精密測定機(光学測定機を含む)		0107
機	分析機器	光分析機器	0108
		電磁気分析機器 (X線回析装置を除く)	0109
		クロマト・分離・蒸留機器	0110
		その他の分析機器	0111
	環境計測機器		0112
試験機	材料試験機		0113
	動的試験機・構造物試験機		0114
測量機器	トランシット・レベル (水平器・ハンドレベルを除く)		0115
	光波測距儀		0116

1. 製品			
項目			
品目			
測	工業用長さ計		0101
	積算体積計	ガスメータ	0102
		水道メータ	0103
		積算式ガソリン量器	0104
定	工業用計重機		0105
	圧力計(アネロイド形)		0106
	精密測定機(光学測定機を含む)		0107
機	分析機器	光分析機器	0108
		電磁気分析機器 (X線回析装置を除く)	0109
		クロマト・分離・蒸留機器	0110
		その他の分析機器	0111
	環境計測機器		0112
試験機	材料試験機		0113
	動的試験機・構造物試験機		0114
測量機器	トランシット・レベル (水平器・ハンドレベルを除く)		0115
	光波測距儀		0116

[改正要旨]

「1. 製品」欄

「環境計測機器」に「空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報」の「公害測定機器」を含める。

[改正理由]

「公害測定機器」は、年間生産金額が少なく特掲して調査する必要性がないことから、類似調査品目である「環境計測機器」に含めて調査する。

「公害計測機器」の生産額

17年 8億円

21年 6億円

定義変更(「公害測定機器」を含める)